

第14回 通常総会議案書



法人会の理念

法人会は税のオピニオンリーダーとして

企業の発展を支援し

地域の振興に寄与し

国と社会の繁栄に貢献する

経営者の団体である

日 時 令和7年6月4日(水) 午後4時10分

会 場 割烹 新 瀧 (五泉市村松甲 2114)

公益社団法人 **新津法人会**

通 常 総 会 次 第

1. 開 会 の 辞
2. 会 長 挨 拶
3. 出 席 状 況 報 告
4. 議 長 選 出
5. 議 事 録 署 名 人 選 出
6. 議 事

決 議 事 項

第1号議案	令和6年度 決算報告承認の件
第2号議案	役員改選の件
第3号議案	定款の一部変更の件
第4号議案	その他

報 告 事 項

(1) 理 事 会 承 認 事 項

令和6年度	事業報告
令和7年度	事業計画
令和7年度	収支予算

(2) その他

7. 来 賓 祝 辞
8. 優 良 経 理 担 当 者 表 彰 式
9. 閉 会 の 辞

令和6年度 事業報告

自 令和6年4月1日 ～ 至 令和7年3月31日

I 概 況

公益社団法人新津法人会の令和6年度の事業活動は、令和6年度事業計画に則り、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与すると共に、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とした事業を行いました。

事業の実施に当たっては、法人会の原点である「税」に関する活動に軸足を置きながら、社会貢献活動にも積極的に取り組み、企業の発展、地域の活性化に寄与するための諸施策に取り組みました。

主な事業活動は以下のとおりです。

【公益関係】

税を巡る諸環境の整備改善等を図る事業として、「法人税・消費税の申告説明会」を開催し、公益性を高めるため、会員のみならず一般市民にも参加していただきました。

租税教育活動では、小学生を対象にした「租税教室」や「税に関する絵はがきコンクール」、また一般市民を対象にした「税金クイズ」を実施し、税金の果たす役割や税の大切さについて考える機会を提供しました。

税の広報活動として、会報の発行やホームページによる広報を実施しました。

税制改正提言事業では、今後の望ましい税制のありかたについて、建設的な税制提言活動を実施しました。

地域の経済社会環境の整備・改善等を図るための事業としては、幅広いテーマでの講演会を開催し、会員・非会員を問わず参加していただきました。その際、参加者からタオルと古切手の寄付を募り、社会福祉施設へ寄贈しました。

【共益関係】

組織の強化・充実、広報活動、青年部・女性部の充実のための事業、福利厚生制度加入企業拡大キャンペーン“Challenge100”などの会員の福利厚生に資する事業に積極的に取り組みました。

【管理関係】

公益法人制度改革を踏まえ、諸規程の整備や諸会議及び事業活動態勢の確立等管理運営に努めました。

Ⅱ 公益関係

〔1〕税を巡る諸環境の整備改善事業

(1) 税に関する研修・セミナー事業

① 各研修会・セミナー事業

項目別研修会開催状況

テーマ	実施回数	参加人数	講師名
法人税・消費税の申告説明会	6回	96名	新津税務署担当官
新設法人税務研修会	1回	2名	新津税務署担当官
年末調整説明会及びインボイス制度説明会	1回	45名	新津税務署担当官
「税のよもやま話～身近な税金～」	1回	34名	新津税務署署長 池田 雅俊 様
国税・地方税のキャッシュレス納付（ダイレクト納付）研修会	1回	16名	新津税務署署長 池田 雅俊 様
合 計	10回	193名（内、非会員56名）	

※ 税法・税務関連の各種テキスト等を、研修会などの開催時に会員及び一般市民に配付しています。

研修用教材等の作成・配付

- ①令和6年度版 税制改正のあらまし 速報版
- ②令和6年度 税制改正のあらまし
- ③令和6年度 会社の決算・申告の実務
- ④令和6年度版 会社取引をめぐる税務Q&A
- ⑤令和6年度版 源泉所得税実務のポイント
- ⑥令和6年分 会社役員のための確定申告実務ポイント
- ⑦源泉所得税の改正のあらまし
- ⑧電子帳簿等保存制度のチェックポイント
- ⑨年末調整実務のポイント
- ⑩自主点検チェックシート・ガイドブック
- ⑪国税のダイレクト納付のご案内
- ⑫使ってみると便利です！キャッシュレス納付！
- ⑬従業員の個人住民税は 特別徴収して納めましょう！

② インターネットセミナー（オンデマンド）の提供

法人会では新しい研修会の形態として24時間いつでも無料でご覧いただけるインターネットセミナーの提供を行っており、税務・経営・労務・健康等広範囲の内容で多彩な講師陣を揃え、多数の方にご利用いただいております。

今年度のアクセス回数は以下の通りとなりました

【月別利用状況】

令和6年度(月)	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
アクセス数	562	412	335	331	351	394	549	362	456	407	768	666	5,593
一般利用	12	11	16	4	7	6	3	8	6	7	14	8	102
会員利用	86	72	62	54	56	76	64	77	80	64	118	93	902

(2) 租税教育活動

公益法人として、「租税教育活動」に積極的に取り組みました。

① 租税教室

小学生6年生を対象に、青年部が中心となって児童に税の重要性を正しく理解し関心を持ってもらうため、「租税教室」を開催しました。タブレット端末を活用したり、1億円のレプリカを用いるなど楽しみながら学べるよう様々な工夫を凝らしました。

事業	開催場所	出席者数
租税教室	五泉市立村松小学校 38名	青年部1名
	五泉市立大蒲原小学校 16名	青年部1名 女性部1名
	五泉市立愛宕小学校 36名	青年部1名 女性部2名
	新潟市立新津第三小学校 127名	青年部2名 女性部2名

② 税の啓発用資料等配布 実施状況

親会 青年部	署管区内中学校3年生 5校 387名	税の啓発テキスト「タックスフントとけんたくん」、法人会ロゴ入りクリアファイル、受賞作品絵入りポケットティッシュ、蛍光ペン、メモ帳、ウェットティッシュ
親会 女性部	署管区内小学校6年生 23校 1,035名	税の啓発テキスト「おじいさんの赤いつぼ」、法人会ロゴ入りクリアファイル、受賞作品絵入りポケットティッシュ、「税に関する絵はがきコンクール」募集チラシ、メモ帳、蛍光ペン、ウェットティッシュ

③ 新津税務署管内各協議会会議に出席

開催日	名 称	出席者
令和 6.5.22	新津税務署管内 租税教育推進連絡協議会 総会	1名
令和 6.5.29	新津税務署管内 税務協力団体協議会 総会	2名
令和 6.9.10	新津税務署管内 税務協力団体協議会 役員会	1名

④租税教室講師養成研修に出席

開催日 令和6年5月24日（水）
場 所 新潟地域振興局新津庁舎
講 師 新潟税務署 税務広報広聴官
参加者 1名

⑤税に関する絵はがきコンクール

女性部を中心に「第13回 税に関する絵はがきコンクール」を開催いたしました。
小学6年生の児童を対象に、租税教室等を通じ税の大切さや役割を学んでもらい、その知識や感想を絵はがきにすることで、理解をより深めてもらうことが目的です。
令和6年度は、11校から302作品の応募があり、その中から、金賞、銀賞、銅賞、新津税務署長賞、けんた君賞を選定し、賞品を添えて表彰しました。
また、下記にて作品を展示しました。

場所	秋葉区役所	五泉市役所	阿賀町役場	小須戸まちづくりセンター
期間	2月14日 ～3月17日	2月17日 ～3月17日	2月17日 ～3月17日	3月17日 ～3月24日
展示 内容	全入賞作品・市内 小学校応募作品	全入賞作品・市内 小学校応募作品	全入賞作品・町内 小学校応募作品	全入賞作品

⑥新津税務署管内税務協力団体協議会納税表彰式に出席

開催日	名 称	出席者
令和6.11.14	新津税務署管内令和6年度納税表彰式	2名

(3) 税の広報活動

① 新津法人会会報「法人会だより」及び全法連機関誌「ほうじん」の配布

会 報 配 布	会報「ほうじん新津」	年2回	各900部
機関誌配布	「ほうじん」（季刊誌）	年4回	各900部

② 税金クイズ

女性部主催のたなばたコンサートと社会貢献講演会会場で、一般市民を含む参加者に税に関するクイズを出題し回答してもらうことで、楽しみながら税金について考えていただきました。
参加者全員には「税に関する絵はがきコンクール」入賞作品絵入りのポケットティッシュを配付しました。

③ e-Tax及びキャッシュレス納付広報

- ・法人税・消費税の申告説明会時にチラシを配布
- ・会報「ほうじん新津」に掲載

④ ホームページによる税の広報

国税庁の最新情報をホームページのリンクによりお知らせしています。

また、各種研修会の情報を掲載し、会員及び一般市民への参加を呼び掛けています。

⑤ 企業の税務コンプライアンスの向上

企業の内部統制の強化や経理水準の向上は、企業の成長や税務リスクの軽減のために重要です。法人会では国税庁・日税連・全法連の3者で作成した「自主点検チェックシート」を、法人税・消費税の申告説明会時やホームページで紹介し、企業の税務コンプライアンス向上に積極的に取り組みました。

[2] 税制提言活動

(1) 税制改正に関する提言の概要

令和6年度も、公平で健全な税制の実現を目指して、税のあるべき姿や将来像を見据え、徹底した行財政改革の推進と、厳しい状況に置かれている中小企業の活性化に資するべく施策の提言を取りまとめました。

これに先立ち、役員への「税制改正に関するアンケート調査」回答用紙を全法連へ提出しました。

県法連がまとめた要望事項は、「資料1」(P.13)の通りです。

令和7年度税制改正スローガン

○ 「金利のある世界」が到来。

新たな財政再建目標の策定を！

○ 企業への過度な保険料負担を抑制し、

経済成長を阻害しない社会保障制度の確立を！

○ 人手不足など厳しい経営環境を踏まえ、

中小企業の活性化に資する税制措置を！

○ 中小企業は地域経済と雇用の担い手。

本格的な事業承継税制の創設を！

(2) 要望実現のための提言活動の展開

全法連・各県連および単位会とも要望実現のための提言活動を展開し、新津法人会としては会長・税制委員長・事務局長で編成した要望団によって、令和6年12月10日に管内地方自治体に対する要望活動として、五泉市長並びに市議会議長へ提言書を提出しました。

(3) 法人会の税制改正要望の主な実現事項（全法連）

法人会が要望した項目のうち、改正が行われたものは、「資料2」(P.20)の通りです。

[3] 地域の経済社会環境の整備・改善を図るための事業

(1) 経営支援に関する研修会

項目別研修会開催状況

テーマ	実施回数	参加人数	講師名
2024 年変わる世界・変わる日本 ～激動する日本経済を見通す～	1 回	48 名	ノースアジア大学 経済学部特任教授 野口 秀行 氏
笑いが招く商売繁盛	1 回	34 名	柳家 小団治 師匠
合 計	2 回	81 名	

※経営情報等に関する有益な各種テキスト等を作成し、研修会の開催時等に会員及び一般市民に配付しました。

(2) 地域社会貢献事業

① 社会貢献活動特別講演会

日 時 令和 7 年 3 月 7 日 (木)
場 所 秋葉区文化会館
講 師 渋井 保之 氏
テーマ 「笑って学ぶ 相続と遺言」
参加者 52 名 (会員 18 名 非会員 34 名)
タオル収集数 28 本

② いちごプロジェクト（節電運動）の実施

全法連女性部会が中心となって実施している「いちごプロジェクト（^{いちご}15%節電運動）」のパンフレットとうちわを、会員企業に配布したほか、商工会議所の窓口に置いてもらい一般市民へも節電を呼びかけました。
(パンフレット 650 枚・うちわ 700 本配布)

③ 福祉施設等への寄贈

年間を通して研修会・講演会等の参加者や、会員・一般市民から寄付された古タオル・古切手は以下の通り福祉施設等に寄贈しました。なお、「使用済み切手」は社会福祉協議会にて換金され、その収益金は被災地支援等に活用されています。

施 設 名	寄 贈 内 容	寄 贈 日
秋葉区社会福祉協議会	使用済み切手 3.0 kg	令和 7 年 3 月 18 日
阿賀町「あっとほ一む たまち」	新・古タオル 298 本	令和 7 年 3 月 14 日
五泉市「多機能ホームぶらんこ 北五泉」	新・古タオル 273 本	令和 7 年 3 月 18 日

Ⅲ 共益関係

〔1〕 会員支援のための親睦・交流及び福利厚生に資する事業

(1) 組織の強化・充実

会員増強に関しては、廃業や合併等に伴う退会により、会員数は減少傾向にあります。

令和6年度は会員企業の福利厚生の実を柱に活動し、保険会社3社、青年部、女性部にも一層の協力を要請しました。また、各種研修会での一般参加者への入会勧奨など会員増強に努めました。

会員数 推移

所管法人数	会 員 数			加入率%	7 年 3 月 末
	5 年 12 月 末	6 年 12 月 末	増減数		
1,837	606	585	△21	31.8	604

(内、賛助 24)

(2) 広報活動の充実

- ① 全法連で作成したポスター「税に強い経営が次世代を支える！」を各種法人会の研修会場に掲示しPRに努めました。
- ② 地元紙「にいつホットステーション」に広告を掲載し、会報「ほうじん新津」と全法連機関誌「ほうじん」を公共機関や公共施設内に配置したほか、研修会等の参加者に配付し一般市民への税知識の普及・納税意識の向上と地域社会への貢献に努めました。

(3) 部会等事業の充実

会議、研修等開催状況

部 会 名	事 業 名	開 催 数	出席者数
青 年 部	通 常 総 会	1 回	2 名
	役 員 会 等	3 回	1 9 名
	租税教育活動	4 回	5 名
女 性 部	通 常 総 会	1 回	9 名
	役 員 会 等	4 回	2 7 名
	租税教育活動	3 回	5 名

① 青年部の活動

事 業 名	実施回数	参加人数
租税教室講師養成研修に参加	1 回	2 名
租税教室実施	4 回	5 名
県連青年部会連絡協議会正副会長会議	3 回	3 名
税務研修会実施	1 回	9 名
三条・燕西蒲法人会青年部会との合同視察研修会参加	1 回	2 名

局連合同セミナー	1 回	1 名
第 4 0 回県連青年部会連絡協議会合同セミナー参加(十日町大会)	1 回	2 名
全国青年の集い福井大会参加	1 回	1 名
関東信越法人会連絡協議会合同セミナー	1 回	1 名
県連青連協正副会長会議	3 回	3 名

②女性部の活動

事 業 名	実施回数	参加人数
第 1 8 回法人会全国女性フォーラム（広島大会）参加	1 回	2 名
県連女性部会連絡協議会正副会長会議	1 回	1 名
たなばたコンサート「アロハメイツ」	1 回	2 3 名
税務研修会	1 回	7 名
第 1 9 回県連女性部会連絡協議会合同セミナー参加（高田大会）	1 回	5 名
前島記念館・岩の原葡萄園視察研修	1 回	5 名
LET'S ギャザリング	1 回	8 名
第 1 3 回税に関する絵はがきコンクール審査会	1 回	8 名
税に関する絵はがきコンクール作品 4 会場展示準備作業	1 回	1 3 名
いちごプロジェクトうちわ・チラシ配布	4 回	2 3 名
社会貢献講演会「笑って学ぶ～相続と遺言～」	1 回	5 2 名
税金クイズ開催 たなばたコンサートと社会貢献講演会会場で実施	2 回	7 5 名
老人福祉施設・社会福祉協議会へタオル・使用済切手の寄贈	2 回	8 名

部員数 推移

	5 年 3 月末	6 年 3 月末	7 年 3 月末
青年部	16 名	18 名	18 名
女性部	31 名	28 名	28 名

(4) 福利厚生事業

① 福利厚生制度推進連絡協議会の開催

法人会と福利厚生制度委託保険 3 社との連携を密にするために協議会を開催しました。
(令和 6 年 9 月 3 0 日)

③ 保険 3 社の加入状況について

保険 3 社の加入状況（令和 7 年 3 月末日現在）

	大型保障制度	ビジネスガード	がん保険制度
加入企業数	1 1 8 社	1 1 6 社	1 5 2 社
会員加入率	1 9 . 4 %	1 9 . 6 %	2 5 . 6 %

(5) 会員支援事業

会員企業の経理担当職員の表彰

勤続 10 年以上の経理担当者で、経営者が特に推薦する人を対象に毎年 1 回表彰を行っています。

優良経理担当者表彰式

開催日 令和 6 年 6 月 6 日（木）

場 所 割烹 一楽

受賞者 3 社 4 名

表彰の趣旨

企業の経営にとって経理と税務は極めて大きなウェイトを占めていることはいうまでもない。経理担当職員は、企業にとっては最も中枢的な部門を担当しているもので、その資質の良否が企業の伸長に直接影響するところが甚だ大きい。これら経理担当職員のうち、功労顕著な方々を表彰し、その労苦に報い、今後とも企業の発展に努力されるよう大いに期待するものである。

(6) 会員交流事業

会員と一般市民との活発な交流と親睦を深めるためのゴルフ大会を開催しています。

開催日：令和 6 年 9 月 1 2 日（木）

会 場：新津カントリークラブ 参加者 1 0 名

IV 管理関係

[1] 事務運営体制の確立

公益法人制度改革を踏まえ、諸規程の整備を図るとともに、法令に基づく適正な情報開示に努めました。さらにホームページを充実し、情報の発信や会活動の P R に努めました。

[2] 諸会議等の開催状況

(1) 第 1 3 回通常総会

開 催 日 令和 6 年 6 月 6 日（木）

会 場 割烹 一楽（新潟市秋葉区新津本町）

出席者数 4 0 1 名（委任状含む）

決議事項

第 1 号議案 令和 5 年度決算報告承認の件

第 2 号議案 その他

報告事項

① 理事会承認事項

令和 5 年度事業報告

令和 6 年度事業計画

令和 6 年度収支予算

② その他

(2) 理 事 会

第1回

開 催 日 令和6年4月26日（金）
場 所 ガーデンホテルマリエール（五泉市赤海1074-1）
出席者数 17名
審議議題 第1号議案 （1）令和5年度事業報告承認の件
 （2）令和5年度収支決算承認の件
 第2号議案 会員勸奨表彰の件
 第3号議案 その他

報告事項 ① 令和6年度優良経理担当者表彰について
 ② 令和6年度通常総会の開催日程について
 ③ 令和6年度通常総会上程議案について
 ④ 令和6年度通常総会来賓ご案内先について
 ⑤ 県連通常総会の日程について

第2回

開 催 日 令和6年9月30日（月）
場 所 割烹 榊形屋（新潟市秋葉区）
出席者数 12名
審議議題 第1号議案 秋の特別講演会の件
 第2号議案 新入会員承認の件
 第3号議案 その他

報告事項 ① 会員増強について
 ② 事業報告について（令和6年度上半期）
 ③ 今後の各種事業について

第3回

開 催 日 令和7年3月26日（水）
場 所 割烹 新 瀧 （五泉市村松）
出席者数 16名
審議議題 第1号議案 令和7年度事業計画（案）並びに収支予算（案）承認の件
 第2号議案 令和7年度通常総会開催の件
 第3号議案 任期満了に伴う役員改選の件
 第4号議案 新入会員承認の件
 第5号議案 定款の一部変更の件
 第6号議案 就業規則改定の件
 第7号議案 新事務局長の件
 第8号議案 その他

報告事項 ① 会員増強について
 ② 令和7年度全法連・県連功労者表彰に関する件
 ③ 事業報告について（令和6年度下半期）

(3) 正副会長会議

第1回

開 催 日 令和6年4月26日（金）

場 所	ガーデンホテルマリエール（五泉市赤海１０７４－１）
審議議題	第１号議案 令和５年度事業報告承認の件 第２号議案 令和５年度収支決算承認の件 第３号議案 その他
報告事項	① 令和６年度優良経理担当者表彰について ② 令和６年度通常総会の日程について ③ 令和６年度通常総会上程議案について ④ 令和６年度通常総会来賓ご案内先について ⑤ 県連通常総会の日程について

第２回

開 催 日	令和６年９月３０日（月）
場 所	割烹 榊形屋（新潟市秋葉区）
審議議題	第１号議案 秋の特別講演会の件 第２号議案 新入会員承認の件 第３号議案 その他
報告事項	① 会員増強について ② 事業報告について（令和６年度上半期） ③ 今後の各種事業について

第３回

開 催 日	令和７年３月２６日（水）
場 所	割烹 新 瀧 （五泉市村松）
審議議題	第１号議案 令和７年度事業計画（案）並びに収支予算（案）承認の件 第２号議案 令和７年度通常総会開催の件 第３号議案 任期満了に伴う役員改選の件 第４号議案 新入会員承認の件 第５号議案 定款の一部変更の件 第６号議案 就業規則改定の件 第７号議案 新事務局長の件 第８号議案 その他
報告事項	① 会員増強について ② 令和７年度全法連・県連功労者表彰に関する件 ③ 事業報告について（令和６年度下半期）

(4) 監 事 会

開 催 日	令和６年４月１７日（水）
場 所	新津商工会議所２階会議室
内 容	令和５年度 新津法人会事業並びに収支決算監査について

(5) 委 員 会

事業厚生研修委員会

開 催 日	令和６年９月３０日（水）
場 所	割烹 榊形屋（新潟市秋葉区）
議 題	１．大同生命保険(株)取り扱い制度の説明について ２．ＡＩＧ損害保険(株)取り扱い制度の説明について ３．アフラック生命保険(株)取り扱い制度の説明について

(6) 全法連・県法連会議等

年月日	件 名	出席者数	会 場
令和 6. 6. 10	県法連 税制委員会	1	にいがた法人会館
6. 13	県法連 通常総会	7	ホテルイタリア軒
6. 28	県法連 組織・厚生合同委員会 兼 福利厚生連絡協議会	1	新潟東映ホテル
8. 27	関信越法人会連絡協議会通常役員総会	1	さいたま市 THE MARK GURAND HOTEL
9. 26	県法連 理事会及び福利厚生制度連絡協議会	2	ホ テ ル イ タ リ ア 軒
10. 3	全法連 全国大会(鹿児島大会)	1	城山ホテル鹿児島
10. 31	キャッシュレス納付推進共同宣言式	1	だいしほくえつホール
11. 20	県法連 「税を考える週間」 記念講演会	3	ク ロ ス パ ル に い が た
12. 2	局法連 事務局担当者研修会	2	W E B セ ミ ナ ー
12. 5	県法連 年末特別講演会(山口真由氏)	1 4	ANAクラウンプラザホテル新潟
12. 20	県法連 事務局長会議	1	ANAクラウンプラザホテル新潟
令和 7. 3. 1	県法連 地域社会貢献特別講演会(太田雄貴氏)	7	ANAクラウンプラザホテル新潟
3. 7	全法連 事務局セミナー	3	W E B セ ミ ナ ー

(7) その他の関係会議等

年月日	件 名	出席者数	会 場
令和 6. 5. 22	新津税務署管内 租税教育推進協議会 総会	1	割烹 井浦
5. 29	新津税務署管内 税務協力団体協議会 総会	2	割烹 井浦
9. 10	新津税務署管内 税務協力団体協議会 役員会	1	割烹 井浦
11. 14	新津税務署管内 令和 6 年度納税表彰式	2	秋葉区文化会館

V 功労者表彰受賞者

《令和 6 年度 関東信越国税局長納税表彰》

公益社団法人新津法人会 副会長 阿部 律雄 氏

《令和 6 年度 全法連功労者表彰》

公益社団法人新津法人会 理事 瀧澤 修 氏

《令和 6 年度 新潟県連功労者表彰》

公益社団法人新津法人会 理事 齋藤 嘉昭 氏

《令和 6 年度 新津税務署長表彰》

公益社団法人新津法人会 青年部副部長 長瀬 拓弥 氏

一般社団法人 新潟県法人会連合会
公益社団法人 新潟法人会

令和 7 年度税制改正要望事項

第一 はじめに

新型コロナウイルス感染症はほぼ収束し、経済活動への直接的な影響はかなり減少してきましたが、エネルギー価格や原材料価格などから物価上昇がもたらされています。また、政府から消費喚起や物価高対策のため賃金引き上げの要請があり、金融政策では異次元緩和からの脱却により我が国の経済財政運営は平時に切り替わってきています。そのような経営環境の中、依然として地域の中小企業・小規模事業者ではコロナ禍の影響から立ち直れず、業況・業績が悪化しているところも少なくありません。その上、人手不足・人材不足も深刻化しています。企業の経営上の課題が山積する中、中小企業・小規模事業者への手厚い支援が求められます。

また、国債で賄ったコロナ対策費の負担への対応、防衛力の抜本強化に向けた防衛費の増額、児童手当の拡充など「異次元の少子化対策」の財源確保、団塊の世代が後期高齢者に入りはじめ医療と介護の給付費急増が見込まれているなど、超高齢化社会が急速に進展する中、財政再建と持続可能な社会保障制度の構築が大きな課題となっています。さらに、女性活躍の推進、働き方の多様化やグローバル化の進展など社会構造の変化への対応のほか、デジタル化、脱炭素社会の実現、大規模自然災害からの復興などといった課題にも対応していく必要があります。

すなわち、地域経済と雇用を担う中小企業の再起・活性化を図ることが不可欠でありさらなる大胆な改正が求められるとともに、併せて、行財政改革の検討も行う必要があります。基本的に、政府の積極的な財政出動や金融緩和等の景気対策によって、税収を伸ばすことが全国の法人会（中小企業）の原点であり何よりも必要です。緊縮財政や増税に頼ることでは課題は解決しません。

第二 行財政改革の徹底

令和 6 年度予算編成は、歳入 112.6 兆円のうち、税収は 69.6 兆円、国債の新規発行額は 35.4 兆円であり、公債依存度は 31.5%となっています。また令和 6 年度末の国および地方の長期債務残高は 1,315 兆円となる見込みです。本年 1 月に内閣府が発表した「中長期の経済財政に関する試算」によれば、「成長実現ケース」における 2025 年度の基礎的財政収支対 GDP 比は、▲0.2%（▲1.1 兆円）であり、基礎的財政収支が黒字化するのは 2026 年度となる見込みです。

政府では防衛費の増額や児童手当の拡充等が検討されており、その安定財源の確保に向けた議論がきわめて重要です。その上、コロナ対策財源の借金返済をどう進めるかが最大の課題であり、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう返済計画を策定することが急務です。歳出を先行させその財源を議論せずに進めることは慎むべきです。

財政健全化に向けて、本格的な歳出・歳入の一体的改革が重要であり、歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、実効性ある計画を策定し、着実に改革を実行することが求められます。

持続的な経済成長に向けて、官民連携による計画的な重点投資を推進する中で、危機に対する必要な財政支出は躊躇なく行い、万全を期することが重要であり、経済あつての財政であり、経済をしっかり立て直し、不退転の体制で、財政健全化に向けて取り組むことが必要です。

行政改革を徹底するに当たっては、以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求めます。

1. 議員定数・報酬等の歳費の削減と選挙制度改革
2. 特殊法人改革等の推進
3. 積極的な民間活力の導入
4. 特別会計の抜本的改革
5. 予算執行についてのチェック体制強化
6. 国と地方の役割分担の明確化と地方への権限移譲
7. 国、地方公務員の能力を重視した賃金体系による人件費の抑制

第三 社会保障制度改革推進について

日本は、本格的な「少子高齢化・人口減少時代」を迎えており、今はまさにそれに対処するために積極的に具体策を実行していかなければならない重要な時期にあたります。この歴史的転換期において、今後の人口動態の変化や経済社会の変容を見据えつつ、日本が目指すべき社会の姿を描くこと、そして、その実現に向けて社会保障政策が取り組むべき課題を総合的かつ明確に示すことは、極めて重要です。

持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することが必須であります。さらに、いわゆる「年収の壁」により就労調整が行われ、中小企業が人手不足となっていることを鑑み、女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障のあり方について検討することが必要です。

社会保障のあり方では、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要です。医療控除の窓口負担や介護保険の利用者負担などについては、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要があります。

第四 法人税制について

地域経済の担い手である中小企業は、エネルギー、原材料価格の上昇や賃上げの要請など厳しい経営環境におかれています。更に、コロナ禍で体力を奪われ立ち直れないところも少なくなく、自然災害による被害も多発して、中小企業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しています。事業の継続や新規分野への展開を支援するための税制の拡充、これまでの支援策の特例期間の延長や追加支援策を迅速に実行していくことが強く求められます。

1. 法人税率の軽減措置

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限が令和7年3月までですが、引き続き本則化することを要望します。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、1,600万円程度に引き上げる必要があります。なお、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長することを求めるとともに、昭和56年以来、引き上げできない理由をお示しいただきたい。

2. 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、制度を拡充したうえで本則化すべきです。

中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和7年3月末日となっていることから、適用期限を延長することを求めます。

3. 中小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」「中小企業防災・減災投資促進税制」「デジタルトランスフォーメーション投資促進税制」は、本則化すべきです。なお、それが直ちに困難な場合は、令和7年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長することを求めます。

中小企業の生産性を向上させ、稼ぐ力を向上させる取り組みを支援するために、中小企業等経営強化法の認定を受けた計画に基づく投資について、特別償却または税額控除のいずれかを認める制度について、本則化すべきです。なお、直ちに困難な場合は、令和7年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長することを求めます。

4. 賃金引上げのための優遇見直し

賃上げは人員確保のために必要対策になっており、黒字企業のみにも有効な税優遇に限らず、中小法人全般に効果的な優遇措置が必要です。

第五 消費税制について

軽減税率の導入は、事業者の人的経済的負担が増大するとともに、単一税率と比較して膨大な税収を失い、社会保障と税の一体改革を大きく後退させています。対象品目の判定が難しく複雑化していることで、制度の廃止を求める声が根強く、軽減税率制度は見直すべきであり、弾力的な対応を求めます。単一税率における、逆進性対策として、給付付き税額控除の導入、すなわち、マイナンバー制度を利用して、消費税負担分を低所得者に還付する制度の創設がひとつの解決策となります。

また、令和5年10月に導入されたインボイス制度についても、事業者のインボイス制度に対する理解が十分に深まっているとは言い難いです。事業者の事務負担やコストが増加することや免税事業者が商取引から排除される恐れがあります。課税事業者が免税事業者と取引を行うに際し、取引価格の引下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきです。さらに、免税事業者から課税事業者へ変更した場合、消費税の2割特例が令和8年9月まで適用されますが、そもそも対象は小規模事業者が多いことを鑑み、事務負担の軽減の観点から特例を本則化すべきです。

また、インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応す

るなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加しています。インボイス制度に伴う事務は生産性や売上、利益に貢献しない業務であり、システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められます。さらに、電子帳簿保存制度を業者のソフトを使わなくても簡単に組み入れる仕組みにするべきです。

第六 事業承継税制について

わが国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢献しており、中小企業の事業承継税制は、日本経済にとって大きな影響を及ぼすものです。

少子化が進む中で、事業継承の件数全体に占める親族外の第三者継承の割合が高まってきたり、後継者へのスムーズな資産移転ができるよう支援を強化すべきです。そのために、事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設や非上場株式の評価については、取引相場がない中、評価のあり方を見直し、相続税負担軽減の観点からも株価評価を低減するよう求めます。併せて、相続税、贈与税の納税猶予制度の充実や、相続時精算課税制度など生前贈与の更なる拡充により親族間での後継者への資産移転に関しても配慮して行くことが必要です。

第七 地方税制について

1. 固定資産税評価見直し

固定資産税は、土地・建物の収益性の低下に比べ、過大な負担となっています。評価時期や負担水準など、抜本的な見直しを行うべきです。

①商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。

②家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。

③償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とする。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。

④固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。

⑤国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

2. 事業所税について

事業所税は、固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきです。

第八 マイナンバー制度について

マイナンバー制度は、すでに運用を開始していますが、未だ国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難く、政府は制度の意義の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要があります。

マイナンバーカードの利便性をいかに高め身近な制度にするかが重要です。その最も有効な手段の一つはマイナンバーカードの健康保険証利用といわれていますが、まず官から

徹底的に利用し有効性をPRしていくべきです。また、各種行政サービスの手続きのワンストップ化、さらに、e-TaxやeLTAxを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの簡略化もカード普及に有効です。更に利便性向上のために事業者負担がかからない前提でスマートホンでの健康保険証としての利用可能とするなど、システム対応が望まれます。

制度の運用に当たっては、個人情報の漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など、制度の適切な運用が担保される措置を講じることが重要です。

《税目別の具体的課題》

1. 法人税関係

(1) 役員給与の損金算入の拡充

①役員給与は損金算入

現行制度では、役員給与の損金算入の取り扱いが限定されていますが、本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すべきです。

②同族会社も業績連動給与の損金算入

より良い会社にしていくために経営者は様々な研修に参加していますが、経費として認められないのが現状です。同族会社における役員の業績連動給与についても、一定の要件のもと、損金処理を認めるべきです。

(2) 無形減価償却資産

ソフトウェアは、無形減価償却資産として、5年償却となっていますが、技術革新の加速化を考慮し期間を3年に短縮すること。

(3) 引当金

退職給与引当金は、将来確実に発生する債務であり損金算入を認めること。また、賞与引当金についても、各月に発生する未払い費用として、損金算入を認めること。

(4) 法人税の延納

不況時における資金繰りに考慮し、法人税の延納制度を復活すること。

(5) 申告書の提出期限

会社法上の決算事務を2カ月以内に完了することが困難の為、法人税の確定申告の提出期限を事業年度終了後、3カ月以内とすること。

(6) 電話加入権の損金算入

電話加入権については、昨今の電話の普及状況を鑑み、非償却資産から減価償却資産に見直し、損金算入を認めること。

(7) 耐震補強工事による特別償却

建物等の構造物に対する耐震補強工事を実施した場合、特別償却または税額控除制度を設けること。

2. 所得税関係

所得税は国民が能力に応じて適正に負担すべきです。「所得の壁」を取りはらい、社会保

除、雇用保険を全て所得に比例させることや医師に優遇される税制など業種による税負担の違いなどを見直していくことなども検討する必要があります。また、所得税の特別徴収や年末調整など企業の事務的負担が増大しており、事務負担軽減に取り組んでいただきたい。特に、令和6年度の定額減税導入時には企業で事務負担が極めて大きかったことから、単純化した制度設計を望みます。

(1) 各種控除制度の見直し

各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要があります。特に、人的控除については改正の影響を見極めながら、適正化を図るべきです。

(2) 土地・建物等の損益通算

土地・建物等の譲渡により生じた譲渡損失の損益通算及び繰越控除を認めること。

(3) 不動産所得の負債利子の損益通算

土地等に係る負債利子については、不動産所得の計算上生じた損失がある場合に、他の所得との損益通算が認められないこととなっていますが、この取扱いはバブル期の措置として設けられたものであり、大きく環境が変わっていることから損益通算を復活させること。

(4) 医療費控除

医療費控除については、昨今の実情を勘案し、最高限度額を300万円(現行200万円)に引き上げること。

また、病気の予防が医療費の削減につながることから、予防接種、人間ドック費用も控除対象医療費として認めるべきです。

(5) 源泉納付

源泉所得税の1月の納付期限については、年末調整事務や年末年始の休暇等の特殊事情、および週休二日制の普及を考慮し、「納期限の特例」適用者以外の源泉徴収義務者に対しても1月20日(現行1月10日)とすること。

(6) NISA口座複数金融機関での開設

金融機関毎でNISA対応商品が異なることから、幅広い商品選択のニーズに応えるため、マイナンバーカードで限度額管理の上、複数金融機関での口座開設を可能とする。

3. 相続税・贈与税関係

(1) 少子化に伴う法定相続人の数は減少傾向、基礎控除の引き下げや地価の上昇により相続税の課税件数割合が増加していることから、基礎控除のあり方を見直し、最低でも10年前の引き下げ前の(5,000万円+1,000万円×法定相続人数)水準にまで戻すこと。また、現行の相続税の課税方式(法定相続分課税)は、相続人の相続額に応じた課税がされず、一人の相続人の申告漏れが他の相続人にも影響する等の問題が指摘されており、課税方式のあり方についても併せて検討することが必要です。

(2) 経済の活性化や子育て世代への資産の移転に資するよう、贈与税の基礎控除を引き上げること。

(3) 親族外への事業承継に対する措置の充実

(4) 贈与税の配偶者控除の引き上げ

昭和63年以来据え置かれている居住用不動産の配偶者控除額を2,000万円から3,000万円に引き上げること。直ちに引き上げできない場合は、社会情勢が変化しているにも関わらず見直しされない理由をお示しいただきたい。

(5) 保険金・死亡退職金の非課税限度額引上げ

法定相続人1人500万円を1,000万円に引き上げること。直ちに引き上げできない場合は、社会情勢が変化しているにも関わらず昭和63年度の改正以降見直しされない理由をお示しいただきたい。

(6) 課税財産の見直し

相続開始後に発生する相続に伴う費用（遺言執行費用、税理士・弁護士報酬等）は、相続税の課税財産から控除すること。

4. 消費税関係

(1) 消費税の確定申告書の提出期限

消費税の確定申告書の提出期限は、法人税の確定申告書の提出期限に合わせ、課税期間終了後3カ月以内（現行2カ月以内）とする。

(2) 消費税の届出書の提出期限

消費税の各種届出書の提出は、前課税期間の消費税の確定申告書の提出期限（現行は課税期間の開始日の前日）まで延長する。

5. 印紙税関係

印紙税については、電子取引の拡大や手形決済の省略など、取引慣行の変化に伴い、紙に対して課税される印紙税は意味がなくなってきており、廃止するべきである。

以 上

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

令和7年度税制改正では、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げ並びに大学・生年代の子等に係る新たな控除が創設されました。老後に向けた資産形成を促進する観点から、確定拠出年金（企業型 DC 及び iDeCo）の拠出限度額等が引き上げられました。成長意欲の高い中小企業の設備投資を促進し地域経済に好循環を生み出すために、中小企業経営強化税制が拡充されました。国際環境の変化等に対応するため、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置、グローバル・ミニマム課税の法制化、外国人旅行者向け免税制度の見直し等が行われました（令和7年度税制改正大綱より）。

法人会では、昨年9月に「令和7年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小企業向け税制措置の適用期限延長、事業承継税制の役員就任要件の見直し等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

[法人課税]

1. 法人税率の軽減措置

法人会提言	改正の概要
・ 中小法人に適用される軽減税率の特例 15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げること。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。また、中小法人に適用される軽減税率まで引き上がることはないよう配慮すること。	・ 中小法人に適用される軽減税率の特例 15%について、次の見直しが行われた上で、適用期限が2年間延長されました。 - イ 所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率が17%に引き上げられました。 - ロ 適用対象法人の範囲から通算法人が除外されました。

2. 中小企業投資促進税制

法人会提言	改正の概要
・ 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含めることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。	・ 中小企業投資促進税制について、「みなし大企業」の判定における大規模法人の範囲が見直された上で、適用期限が2年間延長されました。

3. 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

法人会提言	改正の概要
・ 「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等、令和7年3月末日が適用期限となっている中小企業等の設備投資を支援する措置については、適用期限を延長すること。	・ 中小企業経営強化税制 - 特定経営力向上設備等に、その投資計画における年平均の投資利益率が7%以上となることが見込まれるものであること及び経営規模の拡大を行うものとして経済産業大臣が定める要件に適合することにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備（機械装置、工具、器具備品、建物及

	びその附属設備並びにソフトウェアで、一定の規模以上のもの）が追加されたほか、所要の見直しが行われた上で、適用期限が2年間延長されました。 ・先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例雇用者給与等支給額の引き上げ方針を先端設備等導入計画に位置付け、従業員に表明した場合、対象資産の課税標準が見直された上で、適用期限が2年間延長されました。
--	--

4. 企業版ふるさと納税の適用期限延長

法人会提言	改正の概要
・平成28年度に創設された企業版ふるさと納税については、地方創生にも資する制度であり、寄付件数等も年々増加していること等を踏まえ、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。	・寄附活用事業を実施した認定地方公共団体が、寄附活用事業の完了の時及び各会計年度終了の時に、寄附活用事業を適切に実施していることを確認した書面を内閣総理大臣に提出しなければならないこととする等の措置が講じられることを前提に、適用期限が3年間延長されました。

【事業承継税制】

相続税、贈与税の納税猶予制度

法人会提言	改正の概要
・令和6年度税制改正では、特例承継計画の提出期限が令和8年3月末日まで2年間延長されたが、制度の適用期限（令和9年12月末日）は延長されなかった。贈与税の納税猶予制度の後継者要件として、「贈与の直前において3年以上役員であること」が挙げられていることから、余裕を持った事業承継を行えるよう、特例措置の適用期限を3年程度延長すべきである。	・法人版事業承継税制の特例措置における役員就任要件について、「贈与の直前において特例認定贈与承継会社の役員等であること」に見直されました。

【その他】

「年収の壁」への対応策

法人会提言	改正の概要
・配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は、就労調整が行われる一つの要因であり、人手不足に直面する中小企業にとって重要なテーマである。また、「年収の壁」への対応策として、政府が助成金制度等を講じたことで一定の効果はあると思われるが、あくまでも一時的な措置であり、抜本的な対策とはならない。女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障の問題を一括して議論する必要がある。	・所得税の基礎控除について、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額が10万円引き上がり、58万円となりました（年収200万円以下は37万円上乗せ）。 なお、2年間に限り、年収に応じて基礎控除に上乗せする措置が講じられます（上乗せ額は①年収200万円超475万円以下は30万円②475万円超665万円以下は10万円③665万円超850万円以下は5万円）。 ・給与所得控除の最低保障額について、10万円引き上がり、65万円となりました。

令和7年度事業計画

自 令和7年4月1日 ～ 至 令和8年3月31日

I. 事業活動基本方針

令和7年度は、これまでの実績を踏まえ引き続き法人会の理念である「税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体」として、税務機関、関係団体との連携協調を図りながら積極的に各種事業活動に取り組んでいくことを基本方針とする。

また、こうした活動を一層充実したものにするためにも組織・財政基盤の確保、充実が必要となることから、法人会の原点である「税」に関する活動に軸足を置きながら、引き続き基盤強化の活動を展開していくとともに、会員相互の交流を一層深め協力体制の確立を図りつつ、以下に掲げる諸施策に取り組む。

II. 主な事業計画

1. 税を巡る諸環境の整備改善等を図るための事業

(1) 税に関する研修会・セミナー事業

税知識の一層の普及・啓発に努めることとし、会員を含めた多数の企業及び市民を対象に、税務に係る幅広い知識の普及や経営財政を取り巻く諸問題の改善を目的とした研修会やセミナーを開催する。開催時には、税に関するより効果的な資料・教材を選定配付して税知識の一層の普及啓発を図る。

(2) 講演会事業

政治・経済学者・ジャーナリスト等の視点を変えた税制に関する考え方を聞くことで、「税」を身近に感じることができるよう、会員企業はもとより、一般企業及び市民からも幅広く参加を募り、社会情勢等に即したテーマの講演会を開催する。

(3) 租税教育事業

次世代を担う児童・生徒に税の仕組み等を理解してもらうため、租税教育の充実に努める。これに資するため新津税務署管内の小中学校を対象にした青年部会による「租税教室」、女性部会による小学生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」を租税教育用教材等の配付と共に継続して推進する。

(4) 税の広報事業

改正税法や税務申告の情報に対する早期対応と周知及び添付書類も含めた e-Tax の普及・定着に向けた取り組み及びキャッシュレス納付の利用拡大に向けた取り組みに資するための PR 活動など、税関連広報を行う。このため、本会のホームページや広報誌に必要な情報を掲載し、広報誌は公共施設や金融機関窓口等に配置して多くの市民の方々へ税務情報を周知する。

また、女性部による「税に関する絵はがきコンクール」応募作品の展示を新津税務署管内確定申告会場などで行い、税の大切さを伝える。

さらに、イベント会場で、税に関するクイズや日本の税制をマンガで説明した冊子を配布するなど、市民に税への関心を持ってもらう事業を実施する。

(5) 税の調査研究(支援を含む)及び社会への提言事業

日本銀行による 17 年ぶりの利上げで「金利のある世界」が到来し、今後の利上げに伴う国債の利払い費の増加による借金の拡大も予想されるが、経済がデフレを脱却しつつある中で求められる中小企業に必要な設備投資や事業構造改革のための税・財政政策を安定的に運営するために新たな財政再建目標の策定と、地域活性化の中心的な役割を担う中小企業に対するきめ細かな税財政上の支援について、税のオピニオンリーダーとして建設的な提言を行っていく。

この事業として、本年度も法人各社へ税に関するアンケートを実施し、その意見・要望をもとに、税制改正要望を取りまとめて国会、地方議会、関係官庁に向けて提言を実施していく。

(6) 企業の税務コンプライアンスの向上

企業の内部統制の強化や経理水準の向上は、企業の成長や税務リスクの軽減のために重要なことであることから、国税当局と協力し、研修会・セミナー等の開催時に、国税庁後援による「自主点検チェックシート」を活用し、税務コンプライアンスに積極的に取り組んでいく。

2. 地域の経済社会環境の整備・改善等を図るための事業

(1) 講演会・セミナーの開催事業

地域社会の活性化、地域経済の改善に役立つことを目的として、会員及び一般市民を対象に政治経済情勢の情報、健康情報、福祉的情報等の講演会や実務セミナーを開催する。講師については、行政関係者、医師、大学教授、経営実務コンサルタント等、広範囲な分野の専門家の中から選定する。

また、インターネットセミナー（オンデマンド）を引き続き配信し、会員企業での各種研修会等で役立てていただくよう随時発信していく。

(2) 地域の福祉問題や環境問題などの改善に資する事業

各種講演会・セミナー・税務研修会の開催時等に、職場や家庭で不要となったタオル・古切手等を収集して社会福祉協議会や介護福祉施設等へ寄贈することや「いちごプロジェクト」を通じた節電の呼びかけを行うことにより福祉問題や環境問題の改善に向けて取り組み、地域社会に貢献する。

3. 会組織の充実、福利厚生に資する事業

(1) 組織強化・基盤の安定

法人会活動を充実させるためには、組織・基盤の強化が不可欠である。会員数の維持・増加を図るために会員増強月間を設け法人会が一丸となって新規会員募集の推進を行うとともに、退会防止策を講じる等、より効果的な活動を実施していく。

(2) 福利厚生事業

会員企業の福利厚生の向上に資するため、また法人会の財政基盤の安定化を図るため、提携保険3社との連携強化により会員企業を守るための福利厚生制度の拡大と制度収入の増加を目指した推進に努める。

(3) 青年・女性部会の充実

① 青年部会活動の大きな柱である「租税教育活動」及び「部会員増強活動」について引き続き積極的な展開を図る。

② 「女性部会のあり方（指針）」に沿って、部会員の資質向上と法人会活動の充実・活性化に努める。また、税の啓発活動として新津税務署管内の小学生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」や社会貢献活動に積極的に取り組む。

(4) 広報活動の充実

社会貢献活動等を通じて地域に法人会の知名度を向上させるとともに、ホームページの充実、ポスターの掲示、公共施設・金融機関等への会報の配置、地元情報誌への掲載等、税に関する情報や法人会の活動内容を広く周知する。

4. 会員支援事業と親睦事業並びに友誼団体との連携強化を図る事業

(1) 会員支援事業

会員支援のために、会員企業の経理業務に永年従事され、功労のあった方に対し、優良経理担当職員の表彰を行う。これにより一層の納税協力活動推進者を育成するとともに、広く社会に納税の重要性を広報していく。

(2) 会員親睦事業

異業種交流の一環として、会員間の情報交換や相互の親睦事業を行うほか、会員等に限定した研修会・講習会等の事業を行う。

(3) 友誼団体との連携強化

本会の活動に関する所管公庁との連携を強化する。

5. 管理関係

公益社団法人としての組織運営体制を確立するため、法律で定められた運営方法に則り諸会議を開催し、所要の体制整備を行う。

また、令和6年の公益法人制度改革により令和7年4月から施行される改正公益認定法への対応を適切に行う。

さらに、事務局員が全法連・局連・県連のセミナーに積極的に参加し、職員の資質技能の向上を図るとともに、ガバナンスの構築により事務局の基盤強化に努める。

6. その他、本会の目的達成に必要な事業

収支予算書（損益計算ベース）

[自 令和7年4月1日 ～ 至 令和8年3月31日]

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I. 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	200	200	0	
基本財産受取利息	200	200	0	基本財産利息収入
特定資産運用益	20	20	0	
特定資産受取利息	20	20	0	特定積立金利息収入
受取会費	3,550,000	3,592,000	△ 42,000	
正会員受取会費	3,500,000	3,550,000	△ 50,000	一般会費収入
賛助会員受取会費	50,000	42,000	8,000	
事業収益	988,000	1,085,000	△ 97,000	
研修事業収益	70,000	70,000	0	
会員親睦事業収益	500,000	600,000	△ 100,000	懇親会等会費収入
青年・女性部会事業収益	138,000	135,000	3,000	青年・女性部会費収入
広報事業収益	280,000	280,000	0	会報広告収入
受取補助金等	6,661,500	6,803,800	△ 142,300	
受取全法連助成金振替額（A）	5,261,500	5,383,800	△ 122,300	全法連助成金(A)
受取全法連助成金（B）	350,000	350,000	0	全法連助成金(B)
受取県法連補助金（B）	1,050,000	1,070,000	△ 20,000	県連補助金(B)
雑収益	110,100	130,100	△ 20,000	
受取利息	100	100	0	受取利息収入
雑収益	110,000	130,000	△ 20,000	雑収入
経常収益計（A）	11,309,820	11,611,120	△ 301,300	
(2) 経常費用				
事業費	9,561,600	10,200,700	△ 639,100	
(税制改正提言事業)	23,000	23,000	0	
調査研究費	20,000	23,000	△ 3,000	全国大会・税制セミナー参加費
委員会費	3,000	0	3,000	
(税に関する研修会事業)	254,400	274,400	△ 20,000	
会場費	40,000	50,000	△ 10,000	
資料費	80,000	80,000	0	
諸謝金	3,000	5,000	△ 2,000	
委託費	59,400	59,400	0	
消耗品費	10,000	20,000	△ 10,000	
印刷製本費	52,000	55,000	△ 3,000	決算期別説明会往復はがき印刷料
委員会費	10,000	5,000	5,000	
(租税教育事業)	250,000	253,000	△ 3,000	
会場費	10,000	10,000	0	
消耗品費	130,000	140,000	△ 10,000	
支払負担金	28,000	28,000	0	青年の集い・女性フォーラム参加費
印刷製本費	42,000	45,000	△ 3,000	絵はがきコンクールちらし印刷料
通信運搬費	20,000	15,000	5,000	
委員会費	20,000	15,000	5,000	
(税の広報事業)	39,200	39,200	0	
資料費	0	0	0	
支払負担金	26,000	26,000	0	租推協・税団協年会費
委託費	13,200	13,200	0	

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
(会報発行事業)	450,000	440,000	10,000	
会報作成費	450,000	440,000	10,000	
(地域社会経営支援研修事業)	399,400	349,400	50,000	
会場費	40,000	40,000	0	
資料費	5,000	10,000	△ 5,000	
諸謝金	250,000	200,000	50,000	
委託費	59,400	59,400	0	
支払負担金	10,000	10,000	0	県連主催青年女性参加費
印刷製本費	5,000	10,000	△ 5,000	
消耗品費	30,000	20,000	10,000	
(地域社会貢献活動事業)	265,000	270,000	△ 5,000	
会場費	40,000	40,000	0	
諸謝金	180,000	180,000	0	
印刷製本費	5,000	10,000	△ 5,000	
消耗品費	30,000	30,000	0	
委員会費	10,000	10,000	0	
(会員支援事業)	40,000	40,000	0	
会員表彰事業	40,000	40,000	0	
(組織基盤強化のための支援事業)	20,000	20,000	0	
会員増強推進費	20,000	20,000	0	
(会員交流事業)	500,000	530,000	△ 30,000	
会員交流費	500,000	530,000	△ 30,000	交流会費
(会員の福利厚生制度推進に関する事業)	40,000	40,000	0	
福利厚生事業費	40,000	40,000	0	
(管理費のうち事業費配賦額)	7,280,600	7,921,700	△ 641,100	
役員報酬	0	0	0	
給料手当	5,064,000	5,372,000	△ 308,000	
退職給付費用	25,300	304,500	△ 279,200	
福利厚生費	802,000	804,000	△ 2,000	
旅費交通費	380,000	380,000	0	
通信運搬費	329,000	321,000	8,000	
消耗什器備品費	25,300	59,000	△ 33,700	
消耗品費	118,000	127,000	△ 9,000	
リース料	11,000	11,000	0	
印刷製本費	29,500	29,500	0	
賃借料	206,000	206,600	△ 600	
事務所管理費	39,000	39,000	0	
車輛関係費	76,000	76,000	0	
支払手数料	38,000	47,000	△ 9,000	
新聞図書費	40,500	34,600	5,900	
委託費	84,400	93,500	△ 9,100	会員管理・PCA会計ソフト保守料等
雑費	12,600	17,000	△ 4,400	

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
管理費	1,886,050	1,965,900	△ 79,850	
役員報酬	0	0	0	
給料手当	936,000	978,000	△ 42,000	
退職給付費用	4,700	55,500	△ 50,800	
福利厚生費	148,000	146,000	2,000	
旅費交通費	70,000	70,000	0	
通信運搬費	61,000	59,000	2,000	
消耗什器備品費	4,700	11,000	△ 6,300	
消耗品費	22,000	23,000	△ 1,000	
リース料	2,000	2,000	0	
印刷製本費	5,500	5,500	0	
賃借料	38,200	37,600	600	
事務所管理費	7,200	7,200	0	
車輛関係費	14,000	14,000	0	
支払手数料	7,000	8,000	△ 1,000	
新聞図書費	7,500	6,200	1,300	
委託費	15,600	16,500	△ 900	会員管理・PCA会計ソフト保守料等
会議費	380,000	350,000	30,000	
諸会費	100,250	103,400	△ 3,150	県連・会議所・社会保険協会年会費
渉外慶弔費	40,000	50,000	△ 10,000	他団体交流会費・役員等慶弔費
表彰費	20,000	20,000	0	
事務委託費	0	0	0	
雑費	2,400	3,000	△ 600	
経常費用計（B）	11,447,650	12,166,600	△ 718,950	
当期経常増減額（A－B）	△ 137,830	△ 555,480	417,650	
2. 経常外増減の部				
（1）経常外収益				
固定資産売却益				
固定資産受贈益				
経常外収益計	0	0	0	
（2）経常外費用				
固定資産売却損				
固定資産除却損				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
税引前当期一般正味財産増減額	△ 137,830	△ 555,480	417,650	
法人税、住民税及び事業税	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	△ 137,830	△ 555,480	417,650	
一般正味財産期首残高	9,553,979	10,109,459	△ 555,480	
一般正味財産期末残高	9,416,149	9,553,979	△ 137,830	
Ⅱ. 指定正味財産増減の部				
受取補助金等	5,261,500	5,383,800	△ 122,300	
受取全法連助成金	5,261,500	5,383,800	△ 122,300	
一般正味財産への振替額	△ 5,261,500	△ 5,383,800	122,300	
一般正味財産への振替額	△ 5,261,500	△ 5,383,800	122,300	
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	0	0	0	
指定正味財産期末残高	0	0	0	
Ⅲ. 正味財産期末残高	9,416,149	9,553,979	△ 137,830	

収支予算書内訳表

[自 令和 7 年 4 月 1 日 ～ 至 令和 8 年 3 月 31 日]

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計			法人会計	内部取引 控 除	合計
	公1 (税の啓発)	公2 (地域貢献)	共通	小計	収1	他1 (会員支援)			
I 一般正味財産増減の部									
1. 経常増減の部									
(1) 経常収益									
基本財産運用益			200	200					200
基本財産受取利息			200	200					200
特定資産運用益			20	20					20
特定資産受取利息			20	20					20
受取会費			1,750,000	1,750,000		300,000	1,500,000		3,550,000
正会員受取会費			1,700,000	1,700,000		300,000	1,500,000		3,500,000
賛助会員受取会費			50,000	50,000					50,000
事業収益						988,000	988,000		988,000
研修事業収益						70,000	70,000		70,000
会員親睦事業収益						500,000	500,000		500,000
青年・女性部会事業収益						138,000	138,000		138,000
広報事業収益						280,000	280,000		280,000
受取補助金等	3,980,000	1,281,500		5,261,500		1,050,000	350,000		6,661,500
受取全法連助成金振替額(A)	3,980,000	1,281,500		5,261,500					5,261,500
受取全法連助成金(B)							350,000		350,000
受取県法連補助金(B)						1,050,000	1,050,000		1,050,000
雑収益							110,100		110,100
受取利息							100		100
雑収益							110,000		110,000
経常収益計	3,980,000	1,281,500	1,750,220	7,011,720		2,338,000	1,960,100		11,309,820

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計			法人会計	内部取引 控 除	合計
	公1 (税の啓発)	公2 (地域貢献)	共通	小計	収1	他1 (会員支援)	小計		
(2) 経常費用									
事業費	5,286,486	2,036,159		7,322,645		2,238,955	2,238,955		9,561,600
調査研究費	23,000			23,000					23,000
会場費	50,000	80,000		130,000					130,000
資料費	80,000	5,000		85,000					85,000
諸謝金	3,000	430,000		433,000					433,000
会報作成費	450,000			450,000					450,000
会員表彰事業費						40,000	40,000		40,000
会員増強推進費						20,000	20,000		20,000
会員交流費						500,000	500,000		500,000
福利厚生事業費						40,000	40,000		40,000
委員会費	30,000	10,000		40,000		0	0		40,000
役員報酬	0	0		0		0	0		0
給料手当	2,970,000	954,000		3,924,000		1,140,000	1,140,000		5,064,000
退職給付費用	14,800	4,800		19,600		5,700	5,700		25,300
福利厚生費	470,400	151,100		621,500		180,500	180,500		802,000
旅費交通費	223,000	71,500		294,500		85,500	85,500		380,000
通信運搬費	213,000	62,000		275,000		74,000	74,000		349,000
減価償却費	0	0		0		0	0		0
消耗什器備品費	14,900	4,700		19,600		5,700	5,700		25,300
消耗品費	209,000	82,500		291,500		26,500	26,500		318,000
リース料	6,400	2,100		8,500		2,500	2,500		11,000

科 目	公益目的事業会計				収益事業等会計			法人会計	内部取引 控 除	合計
	公1 (税の啓発)	公2 (地域貢献)	共通	小計	収1	他1 (会員支援)	小計			
印刷製本費	111,300	15,500		126,800		6,700	6,700			133,500
賃借料	120,800	38,800		159,600		46,400	46,400			206,000
事務所管理費	22,800	7,400		30,200		8,800	8,800			39,000
車輛関係費	44,600	14,300		58,900		17,100	17,100			76,000
支払負担金	54,000	10,000		64,000						64,000
支払手数料	22,286	7,159		29,445		8,555	8,555			38,000
委託費	122,100	75,300		197,400		19,000	19,000			216,400
新聞図書費	23,700	7,700		31,400		9,100	9,100			40,500
雑費	7,400	2,300		9,700		2,900	2,900			12,600
管理費								1,886,050		1,886,050
役員報酬								0		0
給料手当								936,000		936,000
退職給付費用								4,700		4,700
福利厚生費								148,000		148,000
旅費交通費								70,000		70,000
通信運搬費								61,000		61,000
減価償却費								0		0
消耗什器備品費								4,700		4,700
消耗品費								22,000		22,000
リース料								2,000		2,000
印刷製本費								5,500		5,500

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計			法人会計	内部取引 控除	合計
	公1 (税の啓発)	公2 (地域貢献)	共通	小計	収1	他1 (会員支援)			
賃借料							38,200		38,200
事務所管理費							7,200		7,200
車輛関係費							14,000		14,000
支払手数料							7,000		7,000
新聞図書費							7,500		7,500
委託費							15,600		15,600
諸会費							100,250		100,250
会議費							380,000		380,000
渉外慶弔費							40,000		40,000
表彰費							20,000		20,000
雑費							2,400		2,400
経常費用計	5,286,486	2,036,159	0	7,322,645		2,238,955	1,886,050		11,447,650
当期経常増減額	△ 1,306,486	△ 754,659	1,750,220	△ 310,925		99,045	74,050		△ 137,830
2. 経常外増減の部									
(1) 経常外収益									
固定資産売却益									
固定資産受贈益									
経常外収益計									
(2) 経常外費用									
固定資産売却損									
固定資産除却損									
災害損失									
経常外費用計									
当期経常外増減額									
他会計振替額									
当期一般正味財産増減額	△ 1,306,486	△ 754,659	1,750,220	△ 310,925		99,045	74,050		△ 137,830

決 議 事 項

第 1 号議案 令和 6 年度決算報告承認の件

第 2 号議案 役員改選の件

第 3 号議案 定款の一部変更の件

第 4 号議案 その他

貸 借 対 照 表

令和7年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資 産 の 部			
1. 流 動 資 産			
現金	22,269	20,840	1,429
普通預金	2,227,847	2,990,458	△ 762,611
振替預金	53,989	0	53,989
定期預金	2,200,000	2,530,000	△ 330,000
前払金	0	88,180	△ 88,180
【流動資産合計】	4,504,105	5,629,478	△ 1,125,373
2. 固 定 資 産			
(1) 基 本 財 産			
定期預金	5,000,000	5,000,000	0
【基本財産合計】	5,000,000	5,000,000	0
(2) 特 定 資 産			
什器備品減価償却引当資産	0	128,502	△ 128,502
退職給付引当資産	330,000	0	330,000
【特定資産合計】	330,000	128,502	201,498
(3) その他の固定資産			
什 器 備 品	0	0	0
電話加入権	74,984	74,984	0
【その他の固定資産合計】	74,984	74,984	0
【固定資産合計】	5,404,984	5,203,486	201,498
【資 産 合 計】	9,909,089	10,832,964	△ 923,875
II 負 債 の 部			
1. 流 動 負 債			
未払金	0	0	0
預り金	25,110	74,400	△ 49,290
【流動負債合計】	25,110	74,400	△ 49,290
2. 固 定 負 債			
退職給付引当金	330,000	0	330,000
【固定負債合計】	330,000	0	330,000
【負 債 合 計】	355,110	74,400	280,710
III 正 味 財 産 の 部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産			
一般正味財産	9,553,979	10,758,564	△ 1,204,585
一般正味財産合計	9,553,979	10,758,564	△ 1,204,585
(うち基本財産への充当額)	(5,000,000)	(5,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(330,000)	(128,502)	(201,498)
【正味財産合計】	9,553,979	10,758,564	△ 1,204,585
【負債及び正味財産合計】	9,909,089	10,832,964	△ 923,875

正味財産増減計算書

[自 令和6年4月1日 ~ 至 令和7年3月31日]

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I. 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	100	100	0	
基本財産受取利息	100	100	0	基本財産利息収入
特定資産運用益	11	9	2	
特定資産受取利息	11	9	2	特定積立金利息収入
受取会費	3,496,000	3,666,000	△ 170,000	
正会員受取会費	3,460,000	3,630,000	△ 170,000	一般会費収入
賛助会員受取会費	36,000	36,000	0	
事業収益	590,000	512,000	78,000	
研修事業収益	78,000	70,000	8,000	研修会参加負担金収入
会員親睦事業収益	100,000	35,000	65,000	懇親会等会費収入
青年・女性部会事業収益	132,000	141,000	△ 9,000	青年・女性部会費収入
広報事業収益	280,000	266,000	14,000	会報用広告料収入
受取補助金等	6,914,800	6,982,500	△ 67,700	
受取全法連助成金振替額	5,383,800	5,399,500	△ 15,700	全法連助成金(A)
受取全法連助成金	350,000	390,000	△ 40,000	全法連助成金(B)
受取全法連補助金	106,000	108,000	△ 2,000	会員増強支援(報奨金等)
受取県連補助金	1,075,000	1,085,000	△ 10,000	県連補助金(B)
雑収益	69,874	127,406	△ 57,532	
受取利息	1,584	68	1,516	受取利息収入
雑収益	68,290	127,338	△ 59,048	雑収入
経常収益計 (A)	11,070,785	11,288,015	△ 217,230	
(2) 経常費用				
事業費	10,338,127	9,370,950	967,177	
(税制改正提言事業)	22,890	28,088	△ 5,198	
調査研究費	22,890	26,088	△ 3,198	全国大会・税制セミナー参加費等
委員会費	0	2,000	△ 2,000	
(税に関する研修事業)	256,204	321,772	△ 65,568	
会場費	38,645	43,190	△ 4,545	
資料費	79,720	70,378	9,342	
諸謝金	1,340	6,630	△ 5,290	
消耗品費	9,900	22,354	△ 12,454	
印刷製本費	53,029	52,085	944	
通信運搬費	0	61,816	△ 61,816	
委託費	59,400	59,400	0	
委員会費	14,170	5,919	8,251	
(租税教育事業)	251,667	295,896	△ 44,229	
会場費	22,200	17,320	4,880	
印刷製本費	43,818	41,140	2,678	
支払負担金	21,000	42,000	△ 21,000	青年の集い・女性フォーラム研修費
消耗品費	109,511	150,900	△ 41,389	
通信運搬費	22,785	20,496	2,289	
委員会費	32,353	24,040	8,313	
(税の広報事業)	45,200	60,570	△ 15,370	
資料費	6,000	2,620	3,380	
通信運搬費	0	18,750	△ 18,750	
支払負担金	26,000	26,000	0	租推協・税団協年会費
委託費	13,200	13,200	0	HPサポート料
(会報発行事業)	456,000	437,478	18,522	
会報作成費	456,000	437,478	18,522	

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
(地域社会経営支援研修事業)	541,977	539,381	2,596	
会場費	39,860	42,380	△ 2,520	
資料費	8,000	6,000	2,000	
諸謝金	387,660	320,215	67,445	
消耗品費	21,182	17,778	3,404	
支払負担金	9,550	11,000	△ 1,450	県連主催青年・女性研修費等
印刷製本費	7,970	6,974	996	
委託費	59,400	59,400	0	
通信運搬費	0	75,634	△ 75,634	
委員会費	8,355	0	8,355	
(地域社会貢献活動事業)	182,837	222,193	△ 39,356	
会場費	30,600	18,700	11,900	
諸謝金	50,896	129,900	△ 79,004	
消耗品費	48,724	19,699	29,025	
印刷製本費	25,206	10,322	14,884	
通信運搬費	0	30,540	△ 30,540	
委員会費	27,411	13,032	14,379	
(会員支援事業)	59,968	64,473	△ 4,505	
会員表彰事業費	59,968	64,473	△ 4,505	
委員会費	0	0	0	
(組織基盤強化のための支援事業)	21,930	21,846	84	
会員増強推進費	20,170	21,846	△ 1,676	
委員会費	1,760	0	1,760	
(会員交流事業)	486,298	473,169	13,129	
会員交流費	486,298	473,169	13,129	全国・県連懇親会費含む
(会員の福利厚生制度推進に関する事業)	48,680	25,330	23,350	
福利厚生事業費	48,680	25,330	23,350	
委員会費	0	0	0	
(管理費のうち事業費配賦額)	7,964,476	6,880,754	1,083,722	
役員報酬	0	0	0	
給料手当	5,046,425	4,660,146	386,279	
退職給付費用	283,800	266,451	17,349	
福利厚生費	967,043	688,745	278,298	
旅費交通費	371,740	324,911	46,829	
通信運搬費	396,933	170,700	226,233	
消耗什器備品費	157,208	2,792	154,416	
消耗品費	144,339	122,105	22,234	
リース料	11,011	10,832	179	
印刷製本費	42,854	85,918	△ 43,064	
減価償却費	0	0	0	
賃借料	210,012	206,593	3,419	
事務所管理費	39,732	39,085	647	
車輛関係費	83,936	86,250	△ 2,314	
支払手数料	45,727	70,105	△ 24,378	
新聞図書費	37,840	35,024	2,816	
委託費	112,144	95,820	16,324	
雑費	13,732	15,277	△ 1,545	

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
管理費	1,937,243	1,854,758	82,485	
役員報酬	0	0	0	
給料手当	821,511	848,300	△ 26,789	
退職給付費用	46,200	48,503	△ 2,303	
福利厚生費	157,426	125,375	32,051	
旅費交通費	60,516	59,145	1,371	
通信運搬費	64,617	31,073	33,544	
消耗什器備品費	25,592	508	25,084	
消耗品費	23,497	22,227	1,270	
印刷製本費	6,976	15,640	△ 8,664	
リース料	1,793	1,972	△ 179	
委託費	18,256	17,443	813	PCA会計利用料・会員管理保守料
賃借料	34,188	37,607	△ 3,419	
事務所管理費	6,468	7,115	△ 647	
車輛関係費	13,664	15,700	△ 2,036	
支払手数料	7,444	12,762	△ 5,318	
会議費	501,373	444,762	56,611	
表彰費	0	41,519	△ 41,519	
渉外慶弔費	35,926	10,000	25,926	
減価償却費	0	0	0	
諸会費	103,400	105,950	△ 2,550	県連・会議所・保険協会年会費
新聞図書費	6,160	6,376	△ 216	
雑費	2,236	2,781	△ 545	
経常費用計（B）	12,275,370	11,225,708	1,049,662	
当期経常増減額（A－B）	△ 1,204,585	62,307	△ 1,266,892	
2. 経常外増減の部				
（1）経常外収益				
固定資産売却益				
固定資産受贈益				
経常外収益計	0	0	0	
（2）経常外費用				
固定資産売却損				
固定資産除去損				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
税引前当期一般正味財産増減額	△ 1,204,585	62,307	△ 1,266,892	
法人税、住民税および事業税	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	△ 1,204,585	62,307	△ 1,266,892	
一般正味財産期首残高	10,758,564	10,696,257	62,307	
一般正味財産期末残高	9,553,979	10,758,564	△ 1,204,585	
Ⅱ. 指定正味財産増減の部				
受取補助金等	5,383,800	5,399,500	△ 15,700	
受取全法連助成金	5,383,800	5,399,500	△ 15,700	
一般正味財産への振替額	△ 5,383,800	△ 5,399,500	15,700	
一般正味財産への振替額	△ 5,383,800	△ 5,399,500	15,700	
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	0	0	0	
指定正味財産期末残高	0	0	0	
Ⅲ. 正味財産期末残高	9,553,979	10,758,564	△ 1,204,585	

正味財産増減計算書内訳表

[自 令和6年4月1日 ～ 至 令和7年3月31日]

(単位: 円)

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計			法人会計	内部取引 控 除	合計
	公1 (税の啓発)	公2 (地域貢献)	共通	小計	収1	他1 (会員支援)	小計		
I 一般正味財産増減の部									
1. 経常増減の部									
(1) 経常収益									
基本財産運用益			100	100					100
基本財産受取利息			100	100					100
特定資産運用益			11	11					11
特定資産受取利息			11	11					11
受取会費			1,386,000	1,386,000		680,000	680,000	1,430,000	3,496,000
正会員受取会費			1,350,000	1,350,000		680,000	680,000	1,430,000	3,460,000
賛助会員受取会費			36,000	36,000					36,000
事業収益						590,000	590,000		590,000
研修事業収益						78,000	78,000		78,000
会員親睦事業収益						100,000	100,000		100,000
青年・女性部会事業収益						132,000	132,000		132,000
広報事業収益						280,000	280,000		280,000
受取補助金等	3,944,000	1,439,800		5,383,800		1,075,000	1,075,000	456,000	6,914,800
受取全法連助成金振替額(A)	3,944,000	1,439,800		5,383,800					5,383,800
受取全法連助成金(B)								350,000	350,000
受取全法連補助金(B)								106,000	106,000
受取県法連補助金(B)						1,075,000	1,075,000		1,075,000
雑収益								69,874	69,874
受取利息								1,584	1,584
雑収益								68,290	68,290
経常収益計	3,944,000	1,439,800	1,386,111	6,769,911		2,345,000	2,345,000	1,955,874	11,070,785

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計				法人会計	内部取引 控除	合計
	公1 (税の啓発)	公2 (地域貢献)	共通	小計	収1	他1 (会員支援)	小計			
(2) 経常費用										
事業費	5,514,293	2,289,927		7,804,220		2,533,907	2,533,907			10,338,127
調査研究費	22,890			22,890						22,890
会場費	60,845	70,460		131,305						131,305
資料費	85,720	8,000		93,720						93,720
諸謝金	1,340	438,556		439,896						439,896
会報作成費	456,000			456,000						456,000
会員表彰事業費						59,968	59,968			59,968
会員増強推進費						20,170	20,170			20,170
会員交流費						486,298	486,298			486,298
福利厚生事業費						48,680	48,680			48,680
委員会費	46,523	35,766		82,289		1,760	1,760			84,049
役員報酬				0			0			0
給料手当	2,840,081	991,681		3,831,762		1,214,663	1,214,663			5,046,425
退職給付費用	159,720	55,770		215,490		68,310	68,310			283,800
福利厚生費	544,243	190,035		734,278		232,765	232,765			967,043
旅費交通費	209,212	73,051		282,263		89,477	89,477			371,740
通信運搬費	246,175	78,002		324,177		95,541	95,541			419,718
減価償却費				0			0			0
消耗什器備品費	88,475	30,893		119,368		37,840	37,840			157,208
消耗品費	200,644	98,270		298,914		34,742	34,742			333,656
印刷製本費	120,965	41,597		162,562		10,315	10,315			172,877
リース料	6,197	2,164		8,361		2,650	2,650			11,011

科 目	公益目的事業会計				収益事業等会計			法人会計	内部取引 控除	合計
	公1 (税の啓発)	公2 (地域貢献)	共通	小計	収1	他1 (会員支援)	小計			
賃借料	118,192	41,270		159,462		50,550	50,550			210,012
事務所管理費	22,361	7,808		30,169		9,563	9,563			39,732
車輦関係費	47,238	16,495		63,733		20,203	20,203			83,936
支払負担金	47,000	9,550		56,550			0			56,550
支払手数料	25,735	8,986		34,721		11,006	11,006			45,727
委託費	135,713	81,438		217,151		26,993	26,993			244,144
新聞図書費	21,296	7,436		28,732		9,108	9,108			37,840
雑費	7,728	2,699		10,427		3,305	3,305			13,732
管理費								1,937,243		1,937,243
役員報酬										0
給料手当								821,511		821,511
退職給付費用								46,200		46,200
福利厚生費								157,426		157,426
旅費交通費								60,516		60,516
通信運搬費								64,617		64,617
減価償却費										0
消耗什器備品費								25,592		25,592
消耗品費								23,497		23,497
印刷製本費								6,976		6,976
リース料								1,793		1,793
賃借料								34,188		34,188
事務所管理費								6,468		6,468
車輦関係費								13,664		13,664

科	目	公益目的事業会計				収益事業等会計			法人会計	内部取引 控除	合計
		公1 (税の啓発)	公2 (地域貢献)	共通	小計	収1	他1 (会員支援)	小計			
渉外慶弔費									35,926		35,926
表彰費									0		0
会議費									501,373		501,373
委託費									18,256		18,256
事務委託費											0
諸会費									103,400		103,400
支払寄付金											0
支払手数料									7,444		7,444
新聞図書費									6,160		6,160
雑費									2,236		2,236
経常費用計		5,514,293	2,289,927	0	7,804,220		2,533,907	2,533,907	1,937,243		12,275,370
当期経常増減額		△ 1,570,293	△ 850,127	1,386,111	△ 1,034,309		△ 188,907	△ 188,907	18,631		△ 1,204,585
2. 経常外増減の部											
(1) 経常外収益									0		0
固定資産売却益									0		0
固定資産受贈益									0		0
経常外収益計									0		0
(2) 経常外費用									0		0
固定資産売却損									0		0
固定資産除却損									0		0
災害損失									0		0
経常外費用計									0		0
当期経常外増減額									0		0
他会計振替額									0		0
当期一般正味財産増減額		△ 1,570,293	△ 850,127	1,386,111	△ 1,034,309		△ 188,907	△ 188,907	18,631		△ 1,204,585

財 務 諸 表 に 対 す る 注 記

1. 計算書の作成に関する重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

定額法で減価償却を実施している。

(2) 引当金の計上基準

・退職給付引当金

事務局職員の退職給付に備えるため、当期末において発生していると認められる額を、期末自己都合要支給額に基づいて計上している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税込額で表示している。

会費収入は不課税である。

2. 基本財産及び特定資産の明細、増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の明細、増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位: 円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	5,000,000	0	0	5,000,000
小 計	5,000,000	0	0	5,000,000
特定資産				
減価償却引当資産	128,502	0	128,502	0
退職給付引当資産	0	330,000	0	330,000
小 計	128,502	330,000	128,502	330,000
合 計	5,128,502	330,000	128,502	5,330,000

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位: 円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
定期預金	5,000,000	—	(5,000,000)	—
小 計	5,000,000	—	(5,000,000)	—
特定資産				
減価償却引当資産	0	—	(0)	—
退職給付引当資産	330,000	—	(330,000)	—
小 計	330,000	—	(330,000)	—
合 計	5,330,000	—	(5,330,000)	—

4. 引当金の明細

引当金の明細は、次のとおりである。

(単位: 円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
減価償却引当金	128,502	0	128,502	0
退職給付引当金	0	330,000	0	330,000

5. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位: 円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期除去損	当期末残高
電話加入権	74,984	0	0	74,984
合 計	74,984	0	0	74,984

6. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位: 円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
補助金						
受取県連補助金	一般社団法人 新潟県法人会連合会	0	1,075,000	1,075,000	0	一般正味財産
受取全法連補助金	公益財団法人 全国法人会総連合	0	106,000	106,000	0	一般正味財産
助成金						
受取全法連助成金	公益財団法人 全国法人会総連合	0	350,000	350,000	0	一般正味財産
受取全法連助成金	公益財団法人 全国法人会総連合	0	5,383,800	5,383,800	0	指定正味財産
合 計		0	6,914,800	6,914,800	0	

7. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位: 円)

内 容	金 額
経常収益への振替額	
事業費計上による振替額	5,383,800
合 計	5,383,800

財 産 目 録

(令和7年3月31日現在)

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的	金 額
【流動資産】				
	現 金	手元保管	運転資金として	22,269
	預 金	普通預金		2,227,847
		新潟県信用組合新津支店		1,247,932
		第四北越銀行新津支店		207,920
		大光銀行新津支店		518,422
		加茂信用金庫新津支店		146,545
		はばたき信用組合新津支店		107,028
		振替預金		53,989
		ゆうちょ銀行		53,989
		定期預金		2,200,000
		第四北越銀行新津中央支店		1,200,000
		加茂信用金庫新津支店		500,000
		はばたき信用組合新津支店		500,000
流動資産合計				4,504,105
【固定資産】				
基本財産	定期預金	定期預金	公益目的保有財産であり、運用益を 公益事業の財源として使用している。	5,000,000
	基本財産	第四北越銀行新津支店		
特定資産	退職給付引当資産	定期預金	職員に対する退職金の支払いに 備えたもの	330,000
		加茂信用金庫新津支店		
その他固定資産	電話加入権	事務局	23-3488、25-7322 (FAX) 事業全般に使用している	74,984
固定資産合計				5,404,984
資産合計				9,909,089
【流動負債】				
	預り金		社会保険料・源泉税・県市民税預り金	25,110
流動負債合計				25,110
【固定負債】				
	退職給付引当金		職員に対する退職金の支払いに備えたもの	330,000
固定負債合計				330,000
負債合計				355,110
正味財産				9,553,979

監 査 報 告 書

令和 7 年 4 月 1 8 日

公益社団法人 新津法人会
会 長 小 出 薫 殿

監 事 渡 邊 誠 一



監 事 吉 田 健 治



私ども監事は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの事業年度の理事の職務の執行、計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書を監査し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 99 条及び同法第 124 条に基づき、その方法及び結果について、下記のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私どもは、理事会並びに各理事及び事務局と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び事務局職員からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告の内容について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査並びに現金、預金通帳等の実地調査を行い、当該事業年度に係る計算書類について、その適正性について検討いたしました。

2. 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

ア. 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

イ. 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類等の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

[第2号議案] 役員改選の件

任期満了に伴う役員改選をお願いします。

..... 定 款 抜 粹

(役員の設定)

第11条 本会に次の役員を置く。

- (1)理 事 20名以上30名以内
- (2)監 事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とする。
- 3 理事のうち5名以内を副会長とする。
- 4 理事のうち1名を専務理事とすることができる。
- 5 前項の会長をもって法人会上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第12条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(役員任期)

第15条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事または監事は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事または監事としての権利義務を有する。

[第3号議案] 定款の一部変更の件

<定款抜粋>

(開 催)

第21条 総会は、通常総会として毎年1回、事業年度終了後3カ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招 集)

第22条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第23条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が議長の職務を代行する。

(議決権)

第24条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第25条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第26条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事のうちから選出した2名が、前項の議事録に署名または記名押印する。

(変更箇所)

現行定款	変更案	変更理由
(新設)	(電子提供措置) 第 23 条 本会は、総会の招集に際し、総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。	会社法の改正によって創設された株主総会資料の電子提供制度が令和 4 年 9 月 1 日からに施行されたことに対応するもの。
第 23 条～第 42 条(条文省略)	第 24 条～第 43 条(現行通り)	条番繰り下げ。

〔第 4 号議案〕 その他

***** 記念講演 *****

講師 株式会社ちゃんこえ 代表取締役

大相撲愛好家フリーアナウンサー（元 NHK キャスター）

田中 知子 氏

テーマ 「すべての人に金星を！

大相撲に学ぶ“人間力”の高め方」

講師プロフィール



青森県八戸市出身 大手求人広告代理店で活躍。その後、地元青森のニュース番組キャスターとして夕方の顔となる。また NHK 全国ネット「ニュースシブ 5 時」で「シブ 5 時相撲部」を立ち上げ、大物力士への懐に入り込む取材で

“顔”となる。現在は相撲から学んだ独自メソッド「金星コミュニケーション」をもとに、コミュニケーション、プレゼンやチームビルディングなどの講師として活躍中！👋



角界を取材して学んだこと・・・男だらけの競争社会、力士たちの努力、親方のマネジメント能力など、笑いあり涙ありでわかりやすくお伝えします。親方と弟子の信頼関係の育みかた、相撲部屋の運営は、会社経営とも共通点があります。そして、令和の時代の若者とのコミュニケーションと新しい弟子育成方法もお伝えします。横綱白鵬、横綱鶴竜から学ぶ座右の銘もご紹介します。

